



### 奨励金の概要

指定区域	・市街化区域 ・広陵町都市計画マスタープランにおける「商業・サービス施設立地地区」
対象事業者	小売業(飲食店業を除く。) ※大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要な施設
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定区域内において、大規模小売店舗立地法に基づく届出を行う事業所(売場面積1,000平方メートルを超える場合、届出が必要。)で、敷地面積について市街化区域にあつては0.5ha、それ以外の区域については1ha以上であること</li> <li>・常用雇用者を2人以上雇用していること</li> <li>・敷地外周部等について、適切に(敷地面積の5/100以上)緑地保全していること</li> <li>・本町と防災協定を締結すること</li> </ul>
雇用促進奨励金	町内居住者を1年以上雇用した場合、従業員区分ごとに1人につき次に掲げる金額を支給 常用雇用者…20万円、準常用雇用者…10万円、短時間労働者…5万円を支給 (ただし、限度額は500万円とする。)
緑地保全奨励金	緑地保全に要した費用について、1㎡当たり1,000円を支給 (ただし、限度額は200万円とし、緑地面積率は、敷地面積の10/100以上で5年間は保持すること。)
埋蔵文化財発掘奨励金	埋蔵文化財の発掘に要した費用の1/2を支給(ただし、限度額は500万円とする。)